

これからどうなる？

こんなときどうする？

インボイス Q&A

3割特例とは？

7・5・3割控除って？

令和8年10月1日前後の注意点は？

etc...



はじめに

消費税のインボイス制度（以下「インボイス制度」）は、令和 8 年 9 月30日で制度開始からまる 3 年を迎えます。「始まってみたら、意外と大丈夫だった」と感じている方も多いかもしれません。

もっとも、この 3 年間は事業者が制度に慣れるための期間としてさまざまな経過措置が設けられていました。インボイス制度の本格運用に向けて、経過措置もここから次のステージに入ります。

一方で、小規模事業者への配慮から、令和 8 年度税制改正では一部の経過措置について見直しも行われました。本冊子では、まず、この経過措置の見直しを踏まえて令和 8 年10月以降に必要となる対応について確認します。

また、インボイス制度は制度開始後もさまざまな取扱いが追加・整理されてきました。特に、フリマアプリや宿泊予約サイトといった新しいサービスに関する取引は、制度開始後に考え方や取扱いが明確になったものの代表例です。加えて、不動産取引のように複数の関係者がいる取引では、特例が使われることもあります。本冊子ではこうした複雑になりがちな取引についても、イラストや図解を多く用いてわかりやすく解説しています。

この冊子がインボイス制度の過渡期対応の一助になれば幸いです。

CONTENTS 目次

Part 1 令和 8 年度税制改正でこう変わる

1	改正のポイント	3
2	2 割特例から 3 割特例へ	4
3	簡易課税制度への移行手続き	6
4	7・5・3 割控除	8
5	経過措置全体のスケジュール	10

Part 2 Q & A こんなときどうする？

Q1	令和 8 年 10 月 1 日をまたぐ取引	12
Q2	1 年分の前払い (短期前払費用)	13
Q3	2 割特例・3 割特例の適用判定	14
Q4	高額資産の購入と 2 割特例・3 割特例	15
Q5	不動産管理会社名義のインボイス	16
Q6	宿泊予約サイトとインボイスの入手	18
Q7	セミナー参加費の取扱い (立替金精算書)	19
Q8	振込手数料の取扱い	20
Q9	事業用車両の下取りと仕入税額控除	21
Q10	フリマアプリで事業用備品を購入したとき	22
Q11	フリマアプリで商品を仕入れたとき	23
Q12	所在地の移転と個人事業者の公表事項	24
コラム	税務調査について	25
Q13	副業収入と事業者登録の関係	26
Q14	個人事業の廃業と法人の設立	27
Q15	事業を相続したとき	28
Q16	キャッシュレス納付の方法	30
Q17	中間申告とは	31

(注) 本冊子の内容は、令和 8 年 7 月 1 日現在の法令等に基づいています。

また、特に断りがない限り、本冊子で使用する「消費税」という用語は、消費税および地方消費税を含みます。

1

改正のポイント

令和 8 年 9 月 30 日でインボイス制度開始から 3 年が経過します。令和 8 年度の税制改正では、インボイス制度導入に関する経過措置について見直しが行われました。

なぜ見直し？

「経過措置」とは、法律が改正された際の混乱や不利益を和らげるため、期間限定で設けられる特別な取扱いをいいます。令和 8 年度税制改正では小規模な事業者への配慮の観点から、次のような見直しが行われました。

インボイス制度がなければ免税事業者であったような小規模事業者向けの経過措置**● 2 割特例から 3 割特例へ (⇒ 4 ページ)**

2 割特例は令和 8 年 9 月 30 日までの日を含む課税期間（個人事業者の場合は令和 8 年分）で終了します。令和 9 年・10 年については個人事業者限定で 3 割特例が設けられました。

● 簡易課税制度への円滑な移行措置 (⇒ 7 ページ)

2 割特例や 3 割特例から「簡易課税制度」へ移行しやすいよう、届出書の提出期限について「円滑な移行措置」が設けられました。

インボイス発行事業者以外の者へ発注する事業者向けの経過措置**● 8 割控除の次は「7・5・3 割控除」 (⇒ 8 ページ)**

令和 8 年 10 月 1 日からは 8 割控除から 5 割控除へ一気に下がる予定でしたが、7 割に緩和されました。全体のスケジュールも 2 年延長され、「7 割・5 割・3 割」と段階的に縮小していきます。

経過措置は最終的に終了する予定

見直しにより、小規模な事業者への配慮が追加されましたが、経過措置は恒久的なものではありません。経過措置終了を見据えて少しずつ準備を進めておきましょう。

2

2割特例から3割特例へ

インボイス制度を機に消費税を申告・納付することになった事業者向けの経過措置である2割特例。令和9年・10年については、個人事業者限定で3割特例が設けられました。

どんな制度？

そもそも「2割特例」とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となり、消費税の申告・納付をしなければならなくなった事業者を対象としています。このような事業者の負担を軽減するための経過措置です。

納付税額の計算のイメージ

2割特例は、納付税額の計算に関する経過措置です。納付税額は「売上げにかかる消費税額 × 2割」となります。3割特例では、この「2割」の部分が「3割」になります。

売上げにかかる
消費税額

×

2割 → 3割

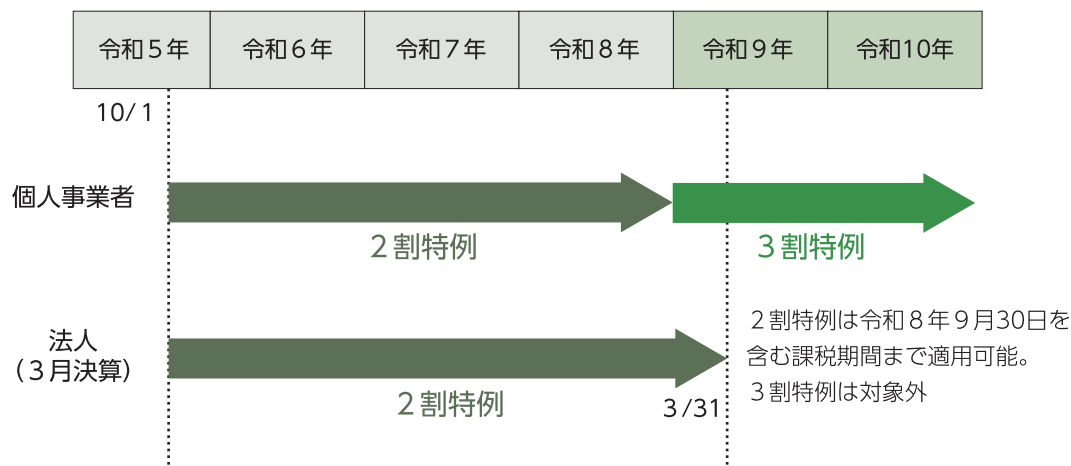
=

納付税額

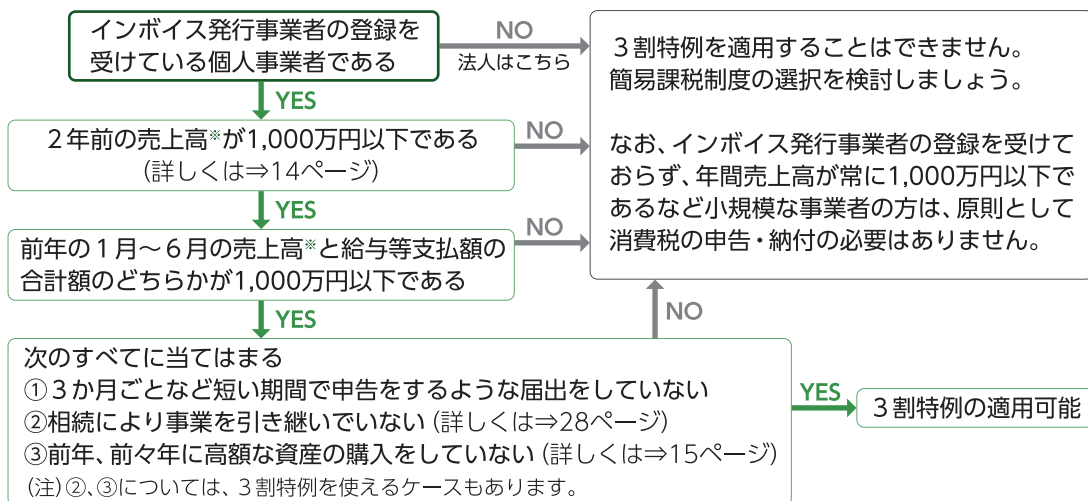
3割特例への移行

2割特例は「令和8年9月30日までの日を含む課税期間」で終了します。具体的には、個人事業者は令和8年分の申告まで、3月決算の法人は令和9年3月31日に終了する事業年度まで適用できます。

その後、令和9年と10年については、個人事業者限定で3割特例が設けられました。



3割特例を適用できるかどうかの判定フローチャート



※社会保険診療や土地の売買、住宅の貸付けなどは消費税は非課税と定められています。このような売上高は除きます。
(注) このフローチャートは国内に居住していることを前提としています。

法人はどうすればよい？

上のフローチャートからもわかるように、法人は3割特例を適用できません。インボイス制度開始後、2割特例を適用してきた法人は、一般課税(原則)または簡易課税による申告を行います。簡易課税で申告したい場合は、簡易課税制度の選択手続きが必要です(⇒6ページ)。

納付税額はどのくらい変わる？

2割特例が3割特例になることで、税金の負担がどのくらい変わるか、1年間の税込みの売上高が770万円のイラストレーターさんの納付税額で比較してみましょう。

	2割特例	3割特例	簡易課税
納付税額	14万円	21万円	35万円
計算方法	70万円×2割	70万円×3割	70万円－70万円×50%※ ※イラストレーターさんのみなし仕入率は50%です。

納付税額への影響を早めに把握して、資金繰りに注意しておきましょう。

3割特例が不利となるケース

卸売業や小売業、米や野菜などを生産する農業を営む方は、簡易課税制度を選択した方が、納付税額が少なくなると考えられます(⇒6ページ)。また、多額の設備投資を行う場合には、一般課税で申告することにより納付税額が少なくなる、あるいは還付を受けられることがあります(⇒15ページ)。

3

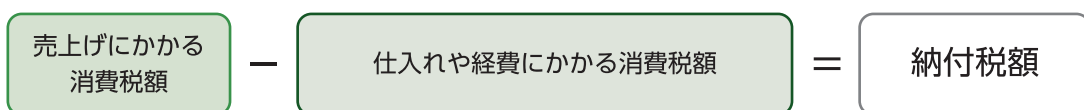
簡易課税制度への移行手続き

法人は令和8年9月30日を含む課税期間で2割特例の適用が終了しますので、次の課税期間からは簡易課税制度の選択を検討する必要があります。

簡易課税制度とは？

消費税の納付税額は下図の「一般課税」のように、「売上げにかかる消費税額」から「仕入れや経費にかかる消費税額」を差し引いて計算します。一方で「簡易課税」は、仕入れや経費にかかる消費税額の計算の部分を「売上げにかかる消費税額 × みなし仕入率」に置き換えて計算します。

●一般課税



●簡易課税



みなし仕入率は、事業者の営む事業の種類によって以下のように決まっています。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の販売）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品の販売を除く）、テイクアウト専門飲食店など	70%
第四種	その他の事業（飲食店業、材料支給のある製造業や建設業など）	60%
第五種	サービス業など	50%
第六種	不動産業	40%

簡易課税制度の適用を受けられる要件

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ① その課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の税務署に提出していること

特例あり！下記参照

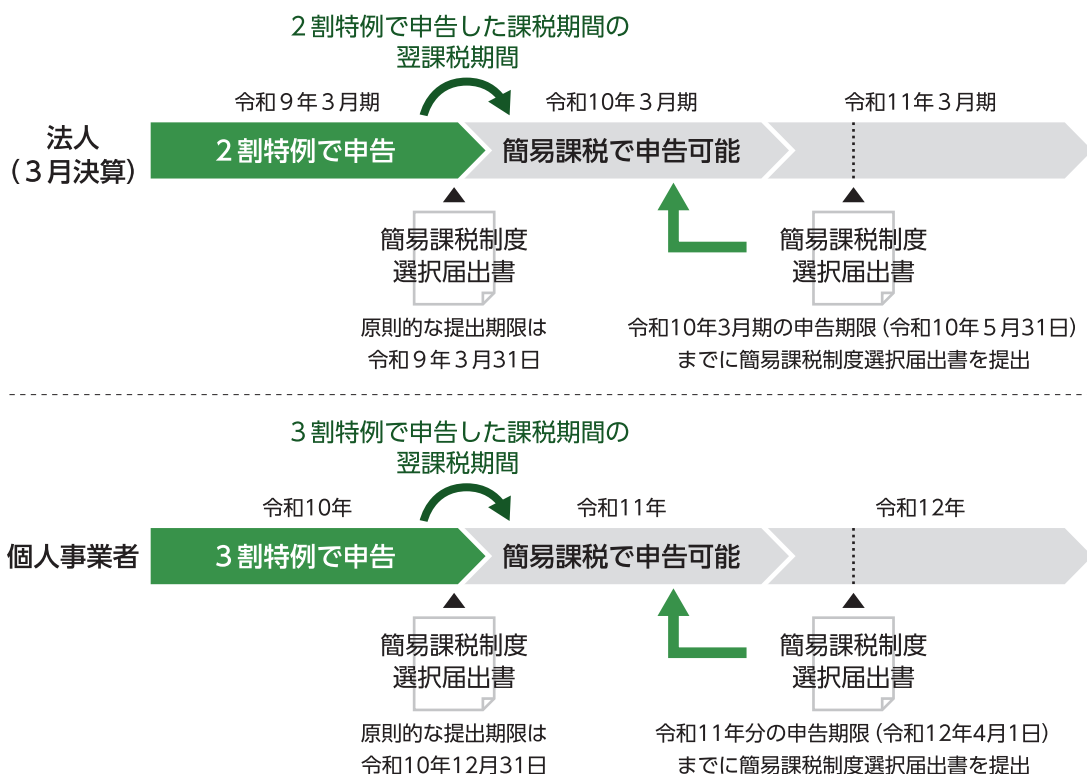
- ② 2年前（法人の場合は2期前）の売上高*が5,000万円以下であること

※社会保険診療や土地の売買、住宅の貸付けなど、消費税が非課税と定められている売上高は除きます。

①の届出書は一度提出すると、取消しの手続きを行わない限り、提出が何年前であっても有効です。また、簡易課税制度を一度選択すると、その後2年間は原則として一般課税による申告ができません。

2割特例・3割特例の適用を受けていた事業者向けの円滑な移行措置

2割特例や3割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間については「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出期限に特例が設けられており、下図のように、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の申告期限までとなります。



	提出期限	
	原則	特例
法人 (3月決算) ➡令和10年3月期に簡易課税を適用する場合	令和9年3月31日	令和10年5月31日
個人事業者 ➡令和11年に簡易課税を適用する場合	令和10年12月31日	令和12年4月1日

4

7・5・3 割控除

インボイス発行事業者以外の者から行った仕入れについては、一定割合を控除できる経過措置があります。この経過措置の割合と期間について見直しが行われました。

そもそもどんな制度？

協力業者として個人事業者などを多く抱えている建設業やIT業では、インボイス発行事業者以外の者との取引について、制度開始後すぐに仕入税額控除ができなくなると、利益を圧迫する、取引先の選別につながるなどの影響が懸念されていました。

そのため、一定期間はインボイス発行事業者以外の者からの仕入れについても、一定割合の仕入税額控除を認める経過措置が設けられています。

見直し内容とスケジュール

この経過措置は当初、令和8年10月1日から控除可能割合が80%から50%へ縮小され、令和11年9月30日に終了する予定でしたが、適用期限を令和13年9月30日まで2年延長した上で、控除可能割合も次のように見直されました。

期 間	控除可能割合	
	改正前	改正後
令和5年10月から令和8年9月まで	80%	80%
令和8年10月から令和10年9月まで	50%	70%
令和10年10月から令和11年9月まで		50%
令和11年10月から令和12年9月まで	0%	30%
令和12年10月から令和13年9月まで		0%
令和13年10月以後		0%

なお、令和8年10月1日以後に開始する課税期間（個人事業者の場合は令和9年分）からは、1人（1社）の協力業者からの仕入れにつき、税込み年間1億円までしか適用されません。これは行き過ぎた節税行為を防止するためです。